

報告第 5 号

専決処分(令和 7 年度桐生市一般会計補正予算(第 3 号))の承認を
求めるについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

令和 7 年度桐生市一般会計補正予算(第 3 号)

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 23 日

桐生市長 荒 木 恵 司

報 告 説 明

報告第 5 号 専決処分(令和 7 年度桐生市一般会計補正予算(第 3 号))の承認を 求めるについて

本補正予算は、歳入歳出予算に補正の措置が必要となりましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和 7 年 7 月 23 日に専決処分をもって措置したものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 583 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 513 億 58 万円にしたものです。

歳出予算につきましては、特別職人件費を増額したものです。

歳入財源としましては、繰越金及び諸収入を増額したものです。

令和 7 年度 桐生市 一般会計 補正 予算 及び 同 説明書

報告 第 5 号 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

目

次

一 般 会 計 補 正 予 算	1
---------------------------	---

令和7年度桐生市一般会計補正予算(第3号)

令和7年度桐生市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,300,580千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		250,000	1,096	251,096
	1 繰越金	250,000	1,096	251,096
21 諸収入		3,559,328	4,741	3,564,069
	5 雑入	1,002,222	4,741	1,006,963
歳 入	合 計	51,294,743	5,837	51,300,580

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,007,930	5,837	6,013,767
	1 総務管理費	4,705,966	5,837	4,711,803
歳 出	合 計	51,294,743	5,837	51,300,580

1 総括 歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	12,890,442		12,890,442
2 地方譲与税	395,000		395,000
3 利子割交付金	4,000		4,000
4 配当割交付金	60,000		60,000
5 株式等譲渡所得割交付金	50,000		50,000
6 法人事業税交付金	300,000		300,000
7 地方消費税交付金	2,630,000		2,630,000
8 ゴルフ場利用税交付金	18,000		18,000
9 環境性能割交付金	40,000		40,000
10 地方特例交付金	60,000		60,000
11 地方交付税	10,650,000		10,650,000
12 交通安全対策特別交付金	12,000		12,000
13 分担金及び負担金	61,425		61,425
14 使用料及び手数料	1,236,823		1,236,823
15 国庫支出金	7,574,705		7,574,705
16 県支出金	3,835,837		3,835,837
17 財産収入	368,025		368,025
18 寄附金	26,846		26,846
19 繰入金	3,165,712		3,165,712
20 繰越金	250,000	1,096	251,096
21 諸収入	3,559,328	4,741	3,564,069
22 市債	4,106,600		4,106,600
歳入合計	51,294,743	5,837	51,300,580

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	320,777		320,777				
2 総務費	6,007,930	5,837	6,013,767				5,837
3 民生費	19,212,991		19,212,991				
4 衛生費	4,763,457		4,763,457				
5 労働費	67,099		67,099				
6 農林水産業費	713,536		713,536				
7 商工費	1,531,045		1,531,045				
8 土木費	4,541,248		4,541,248				
9 消防費	3,301,673		3,301,673				
10 教育費	7,043,597		7,043,597				
11 災害復旧費	4		4				
12 公債費	3,741,385		3,741,385				
13 諸支出金	1		1				
14 予備費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	51,294,743	5,837	51,300,580				5,837

2 歳入

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	250,000	1,096	251,096	1 前年度繰越金	1,096	前年度繰越金 1,096
計	250,000	1,096	251,096			

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	998,519	4,741	1,003,260	1 雑入	4,741	特別職人件費返納金 4,741
計	1,002,222	4,741	1,006,963			

3 歳出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 人事管理費	279,272	5,837	285,109				5,837	3 職員手当等	5,837	◎特別職人件費 3 退職手当
計	4,705,966	5,837	4,711,803				5,837			

給 与 費 明 細 書

特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備考
			報 酬	給 料	期末手当	(年間の支給率)	その他の手当	計		
補正後	長 等	人 3	千円	千円 27,648	千円 12,580	月分 4.55	千円 5,885	千円 46,113	千円 7,182	千円 53,295
	議 員	22	115,044		52,346	4.55		167,390		167,390
	その他の特別職	1,252	69,025					69,025		69,025
	計	1,277	184,069	27,648	64,926		5,885	282,528	7,182	289,710
補正前	長 等	3		27,648	12,580	4.55	48	40,276	7,182	47,458
	議 員	22	115,044		52,346	4.55		167,390		167,390
	その他の特別職	1,252	69,025					69,025		69,025
	計	1,277	184,069	27,648	64,926		48	276,691	7,182	283,873
比 較	長 等	0	0	0	0	0.00	5,837	5,837	0	5,837
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	その他の特別職	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	0	0	0	0		5,837	5,837	0	5,837

補正予算概要（令和7年7月23日専決）

◇ 一般会計（補正予算第3号） （単位：千円）

	補正前の額	補 正 額	補正後の額
歳入歳出予算	51, 294, 743	5, 837	51, 300, 580

【歳入】 （単位：千円）

款	名 称	補 正 額	摘 要
	所 管 課		
繰 越 金 (20款)	繰越金	1, 096	前年度繰越金
	財 政 課		
諸 収 入 (21款)	雑入	4, 741	特別職人件費返納金
	人材育成課		
歳 入 計		5, 837	

【歳出】 （単位：千円）

款	名 称	補 正 額	摘 要
	所 管 課		
総 務 費 (2款)	特別職人件費	5, 837	退職手当
	人材育成課		
歳 出 計		5, 837	

※ 退職手当の総支給額は5,837千円ですが、法定控除として所得税及び住民税1,096千円を事業主が徴収するため、いわゆる天引き後の手取り額は4,741千円となります。この4,741千円を雑入（特別職人件費返納金）として予算計上しています。（予算額は千円単位のため、千円未満の端数は調整しています。）